

# 【厚生労働大臣の定める掲示事項】

(2026年4月1日現在)

## I 入院基本料に関する事項

療養病棟（3・4・5・6病棟） 全180床

※各病棟、1日に7名以上の看護職員と1日に7名以上の看護補助者を配置しています。

なお、時間ごとの配置は次のとおりです。

- ・08:30～17:00 看護職員1人当たりの患者様受け持ち数は15人以内です。  
看護補助者1人当たりの患者様受け持ち数は9人以内です。
- ・17:00～08:30 看護職員を2名配置、1人当たりの患者様受け持ち数は23人以内です。  
看護補助者を1名配置、1人当たりの患者様受け持ち数は45人以内です。

原則として、付き添いはご遠慮いただいておりますのでご了承ください。

ご要望等ございましたら看護師または相談員までお尋ねください。

## II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化に関する事項

入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化に関する基準を満たしています。

### Ⅲ 生活療養環境に関する事項

生活療養を行う上で適切な温度、照明及び給水を行っています。

### Ⅳ 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っております。

#### 1) 入院時食事療養の基準等に関する事項

管理栄養士によって管理された給食が、適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供されます。

#### 2) 基本診療料の施設基準等にかかる届出

- ◆療養病棟入院基本料（療養病棟入院料1）
- ◆療養病棟療養環境加算（加算1）
- ◆入退院支援加算（加算2）
- ◆認知症ケア加算（加算3）
- ◆診療録管理体制加算（加算3）
- ◆データ提出加算（加算1）

### 3) 特掲診療料の施設基準等にかかる届出

- ◆がん性疼痛緩和指導管理料 (がん疼) 第133号
- ◆CT撮影及びMRI撮影 (C・M) 第402号
- ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (脳Ⅱ) 第170号
- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ) (運Ⅰ) 第37号
- ◆手術の通則16に掲げる手術  
胃瘻造設術を行うにあたって厚生労働大臣の定める施設基準を満たしています。
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆入院ベースアップ評価料18
- ◆検体検査管理加算(Ⅰ)

### 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類

- ・保険医療機関
- ・労災保険指定医療機関
- ・生活保護法指定医療機関
- ・結核指定医療機関
- ・原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
- ・特定疾患治療研究事業委託医療機関